

## 下関市クーリングシェルターの指定及び運用に関する協定書（案）

下関市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき甲が指定するクーリングシェルターについて、同条第3項の規定に基づき、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、第3条第1項に規定する対象施設のクーリングシェルターとしての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クーリングシェルター 乙が管理する施設であつて、法第21条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして甲が指定する指定暑熱避難施設をいう。
- (2) 熱中症特別警戒情報 法第19条第1項に規定する、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合として、環境大臣が発表する当該被害の発生を特に警戒すべき旨の情報をいう。

### （対象施設等）

第3条 甲がクーリングシェルターとして指定する施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとし、法第21条第2項の施設の管理者の同意は、この協定の締結をもってなされたものとみなす。

#### (1) 名称

#### (2) 所在地

下関市

#### (3) 開放可能日時

曜日～ 曜日（ を除く。）

午前 時から午後 時まで

(4) 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数 人

2 甲は、前項の規定により指定された対象施設の名称、所在地、開放可能日時、受入可能人数等を市民等に公表する。

(対象施設の管理)

第4条 乙は、法及び気候変動適応法施行規則（令和6年環境省令第2号）に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するよう、対象施設を適切に維持管理するものとする。

2 甲は、対象施設がクーリングシェルターとしての市民等の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し改善を申し入れることができる。

(施設の協力事項等)

第5条 乙は、甲の要請に応じ可能な範囲で次に掲げる事項について協力を行うものとする。

(1) クーリングシェルターの案内ポスター、のぼり旗等の掲示

(2) 熱中症予防に関する啓発チラシの掲示

(3) その他市が必要と認める事項

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

第6条 甲は、山口県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに乙に伝達するものとする。

2 乙は、前項の規定による伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、開放可能日時において、事前に甲に届け出ている対象施設の共用部分をクーリングシェルターとして一般に開放するものとする。

3 前項の規定によるクーリングシェルターの開放中における市民等の滞に係る対応は、乙においてこれを行うものとする。

(緊急時の対応)

第7条 前条第2項の規定によるクーリングシェルターの開放中に事故等が発生した場合、乙は、当該対象施設において整備しているマニュアル等により、適切に対応を行うものとする。この場合において、滞在している市民等に熱中症が疑われるときは、熱中症環境保健マニュアル（平成17年6月環境省作成）により、適切に対応を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 クーリングシェルターの運用に伴い必要となる冷暖房設備の電気代その他一切の経費は、乙の負担とする。

(変更の協議)

第9条 乙は、対象施設の営業時間の変更、増改築等に伴いこの協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、協定の締結の日の属する会計年度の3月31日までとする。

2 有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、有効期間は、引き続き同一の条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲

下関市

下関市長 前田晋太郎

乙